

防 災 計 画

平成25年11月15日

社会福祉法人 真育福祉会 梅香学園

はじめに

第1部 総論 危機管理之基本的枠組み

第2部 震災対策編

第3部 風水害対策編

梅香学園 防災メモ

- 1, 避難場所
- 2, 防災関係機関の連絡先
- 3, 役割分担

添付：施設・防災マップ

別紙

- 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」
- 「雨の強さと被害想定」・「平均風速と被害の目安」
- 「落雷の危険な場所」
- 「地震の揺れと被害想定」
- 「119番のかけ方」

第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として全職員を対象とする。

(注) 病弱者、発生時に妊娠中又は、出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事する事が困難な場合は除外する。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等予め定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等でできる限り早期に参集できる手段を用いて、職員（正規の常勤職員）は参集しなければならない。

※甲府市に、**震度5（弱）**以上の地震が発生したとき

(3) 連絡調整者

職員の中から2名を予め「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、非常災害時において、園長が参集するまでの間、危機管理部防災課防災係（TEL 237-5331）や保護者との連絡調整を行なう等必要な対応を行なう。

連絡調整者は、主任保育士及び、0, 1歳児担任とする。

風水害時の対応について

(1) 風水害時においては、「消防計画」の自衛消防組織をもって、人命の保安と施設管理を実施する。

(2) 職員は、園長の指示の元、必要な業務を行なうとともに、勤務時間外においても、園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。

(3) 園長は職員の緊急連絡体制を整備しておかなければならない。

(4) 風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整等、市役所から保育園に対して、緊急連絡を行なう事が想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できる様、園長の緊急連絡先について、組織内外に周知する。

第2部 震災対策編 日常における保育園防災体制の充実

1 保育園における防災体制

☆ 地震が発生した際の基本的な対応についての周知徹底

- ア 保育園の対応（休園措置、登降園時の対応、園児の引渡し、連絡方法等）について、職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。又、必要な事項については、園児に対して防災教育の一環として教えること。
- イ 職員の配備、動員体制について、職員が認識する。
- ウ 地震発生時における職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。業務分担や組織図を拡大して保育室等に常時掲示。

園内の避難経路、園児の避難集合場所を明確化

- ア 園の各所から避難経路、避難場所を決めておくこと。
その際、避難経路は、予め複数考えておく。
- イ 特に、障害のある園児への対応を具体的に定めておくこと。
- ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かない等、日頃からの管理に配慮する。（避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。）

平常保育中、「東海地震に関連する情報」や「警戒宣言」が発表された場合

- ア 東海地震観測情報が発表された場合
 - ・通常保育を続けるが、不十分な情報により園児に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨を放送や担任がわかりやすく説明するなどする。
 - ・情報の内容によっては、携帯メールシステムにて、「安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。
- イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合
 - ・放送により、園児と職員に周知する。不安感を増長させないように、落ち着いた行動をとることを指示する。
 - ・職員は、高所に落下物が置いてないか、保育室外の環境において危険物がないか確認し、あった場合にはすぐに撤去する。
 - ・園児には、静かに落ち着いて行動すること、保育室を出る時には必ず担任に告げてから、出ることを指示する。
 - ・携帯メールシステムにて、「警戒宣言が発令されたことにより、安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。

お散歩、園外保育等で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

※現地の避難場所、広域避難場所を事前に確認しておくこと。

- ア 東海地震観測情報が発表された場合
 - ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、園児の安全確保に努めて直ちに保育園まで戻る。
- イ 東海他言注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合
 - ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、事前に確認しておいた現地の避難場所で待機する。公共機関であれば、そこの指示に従う。

登園、降園途中に警戒宣言が発令された場合

- ア ご利用者が園の敷地内にいる場合
 - ・すぐに情報を伝え、実情に応じた対応をするが、可能であるならば安全に注意して自宅に戻っていただくように呼びかける。
- イ 送迎バス運行中の場合
 - ・バス添乗者に情報を連絡し、安全な場所に停車するように指示する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に保護者の迎えを待つ。

2 地震発生時の対応

① 保育中に地震に遭遇した場合

- ア 保育室で保育中の場合
 - ・即座に机の下にもぐらせる。頭が必ず机の下に入るようにする。ストーブが点いている場合には、すぐに消火すると共に、ストーブの近くの園児をストーブから離す。
 - ・避難口確保の為、入口ドアを全開にする、
 - ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、防災頭巾を着用して第一避難所へ避難する。点呼、報告をする。
- イ 園庭で保育中の場合
 - ・即座に園庭の中央、建物等が倒壊する恐れのない場所に参集させ、身をかがめて揺れがおさまるのを待つ。
 - 揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認、第一避難所へ避難する。
- ウ お散歩、園外保育等の場合
 - ・戸外の場合、引率者は、瞬時に安全な場所を判断し、自分の周りに園児を参集させる。すぐに人数を確認する。公共機関であれば、そこの支持に従う。
 - ・揺れがおさまったところで、あらかじめ確認しておいた非難場所へ避難し、保育園と連絡をとり、その後の対応について検討する。

② 昼食中に地震に遭遇した場合

- ア・即座に食事を止め、その場の判断で、状況に応じて机の下にもぐる、又は、園庭の中央、建物等の倒壊する恐れのない場所に参集させ、身をかがめて揺れが収まるのを待つ。
 - ・ストーブが点いている場合には、すぐに消火すると共に、ストーブの近くの園児をストーブから離す。
 - ・避難口確保の為、入口ドアを全開にする、
 - ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、防災頭巾を着用して第一避難所へ避難する。点呼、報告をする。

③ 登園・降園途中の場合

- ア ご利用者が園の敷地内にいる場合
 - ・瞬時に安全な場所を判断し、身をかがめて揺れがおさまるのを待つように呼びかける。揺れがおさまり、安全が確認されてから次の行動に移す。
- イ 送迎バス運行中の場合。
 - ・すぐに安全な場所に停車する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に保護者の迎えを待つ。

3 地震発生後の対応

※避難を開始するに当たっては、園児の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある園児の非難確保等、園児全員を掌握し、避難を開始することが肝要である。

次のことを状況に応じて迅速に行う。

- ア・園児や職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当てをする（応急手当ては、けがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う。
- イ・必要に応じ、救急車の手配をする（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく。（太田整形外科、県立中央病院、甲府共立病院、）
- ウ・関係機関（市役所保育課、各病院）に被害状況を報告する。報告先・報告内容については、事前に確認しておく。
- エ・「携帯メールシステム」にて、全保護者に園児の状況と避難場所にて待機していることを配信する。
- オ・園児を保護者へ引き渡す。保護者が見えるまでは、園児の安全管理に徹底して努める。必要に応じて、非常食を提供する。
- カ・自家用車でお迎えに来られる方も多いことが予想される。事前に駐車場誘道係を決めておき対応する。また、渋滞・混乱を避けるため、あらかじめ非常時駐車場を確保しておき、ご利用者に周知しておく。

4 園舎の被害ごとの対応

① 建物に異常がない場合

- 最も安全とされる保育室一か所に参集して待機する。
- 緊急事態であるため、園児は所持品を待たずに降園する。

② 火災が発生した場合

- 園児を第一避難所、第二避難場所等、安全な場所へ避難させる。
- 消火班は、初期消火に努める。
- 停電等で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備、ハンドマイクを利用する。
- 避難が終了したら直ちに分担に従い、園児の掌握やけがの程度等を確認する。

③ 建物が損壊した場合

建物が損壊するような地震の場合は、園児の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、特に次の事項に注意する必要がある。

- 火災が発生しなければ、園児の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、安全経路を確認しつつ、順次避難場所に避難誘導させる。
- 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多い。また、避難中に余震等により、割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておく。
- 園舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。

④ 建物が倒壊した場合

被害状況が著しいので、園児の安全確保のため、大至急、脱出しなければならない。

- 層畳は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の職員で園舎内を巡視するが、目的は残留している園児の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねる。
- 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ガラスは、低ものの高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。園舎の高さを確認し、園者に隣接する場所等、園庭の危険個所を把握しておく必要がある。

⑤ 液状化現象が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて連々かに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。避難後は、すぐに人員の把握を行う。
- 被害状況の把握を行う。

⑥ 斜面災害が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに第一避難所、第二避難所に避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。非難後は、すぐに人員の把握を行う。
- 被害状況の把握を行う。

保育園の非常持ち出し用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かを予め確認し、震災時には、誰が、どの様に持ち出すかを決めておくことが必要である。

非常持ち出し袋	事務室	事務員
	保育室	各担任

2 保育園施設の安全管理等

(1) 保育園の安全点検

定期的な園舎の安全点検の実施 ⇒ 保育園施設・整備の安全点検リスト

- (ア) 「保育園施設・整備の安全点検リスト」により、施設・整備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には早急に施す。
- (イ) 防災訓練等の時期に併せて、園舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁・柱・床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

転倒物、重量物の転倒防止対策

- (ア) 保育室等の園児が使用する部屋内では戸棚等の固定、テレビ等の転倒落下防止対策を講じる。
- (イ) 職員用の平机やその周辺の物の位置、固定に配慮する。
- (ウ) 灯油、薬品、ガス（プロパンガスボンベ等）の保管場所についても注意する。

(2) 保育園施設整備の状況の整理

- ア 誰が見ても分かりやすい敷地・園舎の平面図を準備しておく。
- イ 電話配線図を準備する。
災害時優先電話の登録の有無を確認する。

(3) 停電等で放送が出来ない時の連絡方法の準備

- ア ハンドスピーカー、メガホン等の準備。
- イ 職員の指示に的確に従うよう、日頃からの訓練が重要。

(4) 防災地図（ハザードマップ）の作成等による地域の実状把握

- ア 保育園立地の地理的特徴による危険性の把握
保育園周辺における河川の氾濫等の危険性を把握し、避難場所を確認する。
- イ 広域避難場所等、避難可能場所の把握

3 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

1	年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	地震発生時の保育園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
8	非常持ち出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
9	防災地図（ハザードマップ）等地域の実状を把握しているか。非常持ち出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

4 保育園施設・設備の安全点検リスト

災害予防のための施設点検

(毎月、避難訓練担当者が実施)

園長	主任	担当者

1 保育室・事務所・給食室等の什器類の整理及び転倒防止			
1	天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	放送設備（テレビ等）はきちんと固定されているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	本棚等高さがある棚が固定されているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
4	掲示板、掛け時計、証明器具は固定しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5	暖房器具類は固定しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2 避難経路の点検			
1	園舎からの避難場所迄の間に障害物等がないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
2	各保育室から避難経路がきちんと設けられ、障害物等ないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
3 落下危険物の点検			
1	外壁から落ちてきそうなものはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
2	ガラスに割れやヒビはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
3	落ちそうな大きな木の枝や倒れそうな木はないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

第3部 風水害対策編

第1章 保育園における日常の風水害対策

1 実状把握

ハザードマップ等による地域の実状把握

保育園立地の地理的特徴による危険性の把握

市が作成したマップ等から、保育園周辺における河川の氾濫等による浸水等の危険性を把握、確認する。

2 保育園としての事前対策

園児への事前対策

- (1) 保育園は、園児に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (2) 園長は、緊急時に保護者と連絡する方法、園児保護措置等について定めておくものとする。

第2章 風水害時における保育園の対応

1 登園前・登園後で対応を区別

甲府市に「警報」が発表された場合、園児の安全を最優先した防災対策を講じ園児への指導、保護者への周知について十分な配慮を行なう。

- (1) 登園前に「大雨・洪水警報」「暴風、暴風雨警報」等が発表された場合
 - ア 午前6時の段階で甲府市に「大雨・洪水警報」「暴風、暴風雨警報」等が発表継続中の場合、園長・連絡調整者が集合し、対応を協議、各家庭にvをする。早番の職員が上記警報や警報がなくとも報告を要すると思った際は、園長・連絡調整者に連絡を入れる。
 - イ 遠足等も原則として延期・中止とするが、目的地には上記警報が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合等は、園長の適切な判断により、実施することが出来る。

- (2) 登園後に「警報」が発表された場合
登園後に上記警報が発表された場合は、保育園や地域の状況に応じて、園長が適切な措置を講ずる。

2 保育園の施設管理者としての対応

- (1) 施設管理者としての事前対応
園長は、風水害時の災害を未然に防止するため、園舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。
- (2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管
園長は、重要書類、文書、教材備品類等の安全保管及び非常持ち出しについて準備し、被害を最小限にする。
- (3) 給食施設の事前対応
 - ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。
 - イ 在庫物資を安全な場所に移動させる。
- (4) 衛生管理体制の確保
 - ア 園長を中心とした救急班を編成し、保育園における衛生管理の徹底を期する。
 - イ 大型台風接近の情報を受けた時は、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行なう。
 - ウ 衛生器材については、台風による被害を受ける事のないよう、安全な場所に移動させる。

3 事前の対応等

- (1) 台風情報の事前収集と早期対策準備
大型台風の接近の場合には、山梨県に接近するかいなか不確実な段階（接近の2・3日前）から気象庁発表の台風情報等に十分留意し、予め接近したらどの様に対応するかについて、市役所の担当者と十分に情報交換を行なうとともに、山梨県に接近又は、上陸の見込みが高い状況に至った時に、早期に対応が図れる様に対策を準備しておく。
- (2) 保育園施設の安全点検実施
台風接近等の場合、園長は事前に窓ガラスの破損がないか、強風により飛ばされるものがないか等施設の安全点検を行なう。

(3) 保育園施設に被害発生の恐れがある場合の参集

園長は、夜間・休日等において、甲府市で「大雨・洪水警報」「暴風、暴風雨警報」等気象警報の発表を覚知した場合、保育園及び保育園周辺の状況について、情報収集に努め、保育園施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに参集する等必要な対応を行なう事。

被害の状況が著しく園長のみでの対応が困難な場合には、園長は職員の動員を命令することが出来る。

第3章 保育園施設などが被害を受けた場合の対応

1 風水害時の応急対応

被害を受けた場合は、園長は速やかに被害状況を市役所に報告する。

2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

(1) 応急教育等の措置

ア 園長は風水害時の状況に応じ、保育園の防災計画に基づき、園児の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 園長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で保育活動の実施を図る。

ウ 被災した保育園の実態を検討し、被災園児数に応じて収容対策を講じる。

エ 始業開始前に園庭や園舎を確認し、危険のないように処置を行なう。

被害が大きい事が予想される場合は、勤務時間前に出勤し2次被害の防止に努める。

(2) 応急復旧措置

ア 園長は、被災箇所を点検し、園児の安全を確保するために必要な措置を講じる。

防災メモ

梅香学園

1 避難場所

一時避難場所	国母小学校	国母4-1-10	224-4608
--------	-------	----------	----------

2 防災関係機関の連絡先

市) 危機管理室防災課	237-5331	東京電力甲府支者	0121-995-882
危機管理課	237-5247	804-04-63516-12909-1-01	
甲府南消防署	233-1490	市) 保育課	237-5669
甲府地区消防本部	222-1190	甲府水道局	228-3867
南甲府警察署	243-0110	LPガス 窪田商店	224-6985

甲府市からの情報をエフエム甲府（76.3）CATVで随時発信
 災害用伝言ダイヤル「171」
 警察へ 「110」 FAX110番 相談「#9110」
 224-2110

3 役割分担

	大震災時の役割
園長	指揮・命令 市役所その他へ報告・通報 被害状況の確認
主任	園長補佐 園児・園舎の状況把握 貴重品の確保 避難先の指示 電気ブレーカーを落とす 応急手当 被害状況の確認
保育士	園児の状況把握 クラスの人数確認 持ち出し袋確保 避難誘導 応急手当
その他の職員	被害状況の確認 園長補佐 担任補佐
全職員	園児の状況把握と被害状況の把握 必要があれば 非常食等準備

「落雷の危険な場所」

高さ 5m 未満の物体（樹木・岩など）の周囲
保護範囲が無く、かえって危険。（側撃雷による死亡事故が多い。）

・高さ 5～30m の物体（樹木、建物、ポール、電線、電柱）の保護範囲外
物体から 4m 未満の位置（側撃雷による死亡事故が多い。）
物体のてっぺんを見上げる角度が 45 度未満

・高さ 30m 以上の物体（高層建築物、クレーン、煙突、高圧鉄塔）の保護範囲外
物体から 4m 未満の位置。（側撃雷による死亡事故が多い。）
物体から、30m 以上離れた位置。

・林や森の中（林や森の入り口付近も同様）
木の高さがわからず、保護範囲を目測するのが不可能。
葉や小枝を含むすべての樹木から 4m 以上離れるのが不可能。（2m 以上離れば、死亡に至る確率は低い。）

・テントの中、ビーチパラソルの下
平地で、姿勢を低くしている時より危険。
ポールに落雷し、側撃雷が襲う。
樹木の上に張ったビニールシートの下で雨宿りは、厳禁。

・屋根が布またはビニール製ほろで出来ている自動車・列車
オープンカー、ゴルフ場のカード、ほろで覆ったトラックの荷台は危険。

・自転車・オートバイ
特に、雷雨の中、堤防上の道や農道を走行するのは、自殺行為。
市街地では、電線の下を通れば危険性は減るが、その下だけの走行は出来ない。
激しい雨も降るので、早めに降りて避難する。

・開けたところ
山頂、尾根、堤防の上、河川敷、田畑、
海岸・海上・湖上（水泳・サーフィン・ボート・水上オートバイ、避雷針のないヨット・漁船）
グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、屋根のない観客席

別紙 1 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

種類	状況	基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	
洪水警報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	1 時間 50mm 3 時間 80mm 24 時間 150mm
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	積雪 20cm
暴風警報	平均風速がおおむね 20m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される	25m/s (平均風速)
大雨注意報	かなりの降雨があつて、浸水（洪水、高潮によるものを除く）山・がけ崩れなどの被害が予想される	1 時間 30mm 3 時間 50mm 24 時間 90mm
洪水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれがあると予想される	1 時間 40mm 3 時間 70mm 24 時間 120mm
大雪注意報	大雪によって被害が予想される	5 cm
強風注意報	平均風速がおおむね 10m/s を超え、王として強風による被害が起こるおそれがあると予想される	13m/s (平均風速)
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関などに著しい支障を及ぼすおそれかおる	陸上 100m
雷注意報	落雷などにより被害が予想される	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される	最小湿度 25%で、 実効湿度 50%

＜参考＞

地震の揺れと被害想定

震度	被害想定	震度	被害想定
0	人は揺れを感じない。	5弱	家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることもある。
1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	5強	ダンスなど重い家具や、外では自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難。
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。	6弱	立っていることが難しい。壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなる。
3	屋内のほとんどの人が揺れを感じ、棚の食器が音をたてることがある。	6強	立っていられず、這わないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸がはずれて飛石。
4	眠っている人のほとんどが目覚めます。部屋の不安定な置物が倒れる。歩行中の人も揺れを感じる。	7	自分の意志で行動ができない。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生する。

119番通報のかけ方

「あわてず、はっきり、正確に」

(1) 火事の場合

「火事です。甲府市〇〇町〇番〇号の保育園です。
〇〇が燃えています。目標は〇〇〇の〇〇〇側です。」

(2) 救急車の要請の場合

指令課員 火事ですか、救急ですか。
 通報者 救急です。
 司令課員 場所はどこですか。
 通報者 場所は、〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇保育園です。
 司令課員 目標はありますか。
 通報員 目標は、〇〇公園の前です。
 司令課員 どなたがどうしましたか。
 通報員 〇歳児の男の子がひきつけをおこしています。
 司令課員 電話番号と名前をお願いします。
 通報員 〇〇〇—〇〇〇〇、名前は〇〇です。

救急車のサイレの音が聞こえたら、街角か目標になる建物の前まで出て、大きく手を振って案内してください。